

## 郷原コンプライアンス室長記者会見概要

日時：平成 23 年 5 月 13 日 13:30~14:00

場所：総務省会見室（合同庁舎 2 号館 8 階）

### 【郷原室長からの発言】

（コンプライアンス室について）

総務省コンプライアンス室長として会見するのは、たぶん初めてだと思いますので、まず、コンプライアンス室とは何かについて簡単に触れさせて頂きます。

コンプライアンス室というのは、総務省職員についての法令違反行為その他総務省に関するコンプライアンスの向上を図ることを目的に、関係情報の受付、調査及び必要な検討等を行う総務大臣直轄の部署です。1年半程前に、私が総務省の顧問になった後に、コンプライアンス室という名称で発足したものです。

このコンプライアンス室では、私がかねてから言っておりますように、コンプライアンスを、法令違反の問題だけではなく、もっと広く社会的要請に応えることと捉えた上で、総務省の業務に関して、そういう面で何か問題の事実があったら、広くコンプライアンス室に情報等を提供してほしいと、総務省のホームページで呼びかけていて、外部者である我々のところに直接提供してもらうホットラインの窓口を設置しています。

今日お話しする補助金に関連する調査というのは、今年の 2 月にあったこのホットラインへの通報を契機とするものです。

（今回の調査について）

21 年度 2 次補正予算のふるさと元気事業を総務省が実施していく中で、ICT に関する地域の雇用創成などを目的とする事業に交付金（補助金）が出されたのですが、ある NPO 法人が行った ICT によるテレワーク事業に関して、不適正な交付金の支払いが行われるおそれがあるという通報があったことから、コンプライアンス室で調査を開始しました。

このふるさと元気事業を所管している情報流通行政局地域通信振興課と合同で補助金適化法に基づく立入検査も行って、調査を進めました。その結果、多くの問題があることが明らかになり、場合によっては交付決定の取消しとか、交付金の大幅な減額が必至と考えられました。しかも、それはこの NPO 法人だけの問題ではなく、ほかの事業についても問題があるのではないかと思われたので、調査対象をふるさと元気事業全体に拡大して、ほかにも問題があると思われるものについてコンプライアンス室で特別の調査体制を構築して、調査に当たってきたわけです。

今回は全体の中でかなり不適正に行われている可能性が強いと書類上判断されたものや、不適正の疑いについて通報が既に所管課等に行われていたものを対象に、当初の事業も含めて 4 法人の 5 つの事業を調査対象としました。特別の調査体制には、弁護士、公認会計

士、システム専門家といった外部の有識者を参与に任命して調査に参画させました。

その結果、4法人5事業の交付決定額・委託事業費の額合計約4億6,000万円に対して、2億4,800万円減額ということで、半分以上減額するという措置をとるに至ったわけです。

このような減額をする理由として、この補助金の予算の執行に関するいろいろな問題があることが明らかになりました。そこで今後さらに、調査対象を拡大し、21年度第2次補正予算のふるさと元気事業の他の事業や、22年度予算の広域連携の委託事業についても対象にすることとし、とりあえずはNPO法人関係のものは全部調査し、また、地方自治体に対して交付されたものについても一部を調査していくこうと思っております。

#### (調査結果概要について)

そこで、一体どういったことが問題になったかということをお話したいと思います。

今回の調査の契機になりましたNPO法人の場合、ふるさと元気事業と広域連携の委託事業の両方の対象になっており、合計2億円ものお金が出されることになっていました。しかし、この両事業の内容は実質的にほとんど重なりあっており、明確な区別がされていませんでした。そういう交付金、委託事業費の交付の決定自体にも大きな問題があったと言わざるを得ません。また、このNPO法人と最終的にICT関係の事業を受託した企業との関係にも問題がありまして、NPO法人の理事長及び副理事長が契約先企業の設立時の取締役というような非常に不透明な関係の下で事業が行われていました。また、それに加えて契約の手続にも問題があり、本来、一般競争入札が行われるべきであるのに行われておらず、随意契約・見積合わせでやられていました。今申しましたように、ほとんど受託企業とNPO法人が一体の関係になっており、当然、その契約価額の妥当性も担保されていない。その結果、システムの開発経費が相当過大に計上されていて、結局厳密に査定してみると大部分減額するのが当然ということになったわけです。全体として不適正な交付決定だということで交付決定の取消しも検討したわけですが、総務省の側で交付決定をする際の審査にも問題があったと言わざるを得ないことなども考慮して、取消しまでは行わないで大幅減額にとどめたということです。

そのほかの3法人についても、いずれも、今申し上げたのと同様な問題が明らかになりました。この中には、NPO法人の副理事長と理事が契約先企業グループの社員という例もありました。その副理事長を務めている社員が、補助金の話を聞いて、その話を会社に持ち込んで、そこからこの契約の交渉が始まっているということなのです。そしてその後、実際にその会社とシステム等についての契約が行われているわけですが、ここでも一般競争入札は行われず、見積合わせだけで済まされています。しかも、合見積先も、受注した企業が関係企業を紹介しています。極めて不適切、不適正な契約形態です。そして、いろいろ精査しましたところ、本来補助金対象に含まれないような業務まで補助金の対象として申請しているものがありました。しかも、この事業については概算払でお金がNPO法人の方に既に出てしまっています。そのほかの案件も含めて、併せて合計で2億4,800万

円の減額という措置となり、この結果、2億1,100万円の金額が確定したことになりますが、これ以外は全く問題がないということを我々が確認したわけではありません。極めて短時間の、しかも人手が限られている調査で明らかになったものだけでこれだけということです。

(問題点の所在について)

このような調査結果を受けて、全体としてこの補助金の予算執行に関してどういう問題があると認識しているかということですが、まず第一に、補助金を交付する官庁、今回の件では総務省の側の問題として、本来、補助金の事業についてまず目的を明確にして、申請時に事業内容を具体的に把握して目的に沿った事業であるか否かをきちんと判断した上で交付決定をする、そして申請どおりに適正に事業が行われているかどうかをチェックして、必要に応じて適切であれば概算払を行う、そして、最終的に実績報告書によって交付金額を厳密に審査して確定するということが求められているわけです。ところが、今回調査した範囲では、その点について非常に問題がある、当然のことが十分に行われていないと言わざるをえません。本来、こういう手続の適正さ、補助金の予算執行の適正化ということに関しても他省庁の範となるべき総務省においてすらこういう状況ですから、予算執行の適正化に関する問題は、かなり根深い問題ではないかということを感じたところです。

そして、補助金をもらう側にも多くの問題が明らかになっています。

事業主体側の問題としては、まずNPO法人自体の組織が非常に脆弱で、きちんとこの補助金事業を執行できるような体制になっていない。ですから最初から業者と一体化して、どこまでが本来の補助金として交付の対象になる事業なのかはっきりしない形で、極めて不透明な形で国のお金が使われている。「公金を頂いて事業を行うんだ」というような意識自体が希薄なのではないかというふうに考えざるを得ません。そして、そういう業務を受託する業者の側も、最初からそういう事業を、今回の場合はNPO法人と一体としてやっていくことを半ば当然のように考えている事業者もいるわけです。

そういう面でも業者の側にも、「国の予算執行に関する問題なのだからきちんとした手続で業務を行わなければならない」というような認識が希薄だという問題を指摘せざるを得ないと思います。

それから、補助金を交付する側の問題、事業主体側の問題、受託業者側の問題に加えて、そもそも、とりわけこのICT関係のような事業の予算執行に関しては、制度面の問題もあるのではないかということを今回感じたところです。

ある法人の事業を受託している企業、これは結構大手の企業ですが、その企業のシステムの受注価格が適切なのかという点について問題を指摘しました。約2,000万円近くの金額で発注された業務について、我々の独自の査定では3分の1以下の金額を算定したわけですが、この点は、この受注した企業に対して、ヒアリングなどもしましたが、受注企業

は、契約額が適正だと主張していて、なかなか見解が一致しません。例え話で言えば、同じ散髪にも、1,000円の散髪屋もあれば、耳かきまでやってくれる高級な散髪店もある。そもそも、どの程度のことが必要とされて、どういう事業を行うのかということ自体があいまいですから、事業主体と受託先企業が一体となっていたら、予算額一杯までお金を使ってしまおうとする、ということになってしまいます。事後的にこれは高すぎるじゃないかと言っても、こんなこともやっています、あんなこともやっています、というように言えば、一応理屈は通るということです。なぜそういうことが生じてしまうかというと、どういう事業をやるのかという構想までは事業主体が考えますが、そのために具体的にどういシステムを構築するかを決めて、そういうシステムを開発するところまで、全部、受注企業がやってしまっているからです。それでは、競争性というのは全く働かないし、契約と言っても一体どういうものをやってもらう上でどれだけの金額が適切なのか、高いのか、安いのかということすらもう判断できない状態で発注が行われるということになってしまいます。これは、こういうICT関係の公共発注全体に言えるのではないか、そういう問題も視野に入れて、今後の改善を考えていかなければならないという認識を持っていわゆるわけです。

#### (新たな取組について)

そこで、こういった調査結果を踏まえて、総務省の新たな取組として、大臣直轄の「ICT補助金等調査・検討プロジェクトチーム」を設置することにいたしました。これは、これまでコンプライアンス室として行ってきました調査を更に発展させて、個別事業の執行状況を幅広く調査・検証する、そして、問題の改善を図り、適切な措置をとってもらう、それとともに、こういった補助金等の予算執行に関する行政庁の職員の意識改革、そしてこういうICTシステムに関連する補助金の制度の改革など、そういったことまで含めて、この際、徹底的に調査、検討、改善をしていこうというのが目的です。

そしてこの組織は、体制面としては、これまでと同様に外部者中心にしていくつもりです。私自身も外部者としてコンプライアンス室長をやっているわけですが、それに加えて従前から加わってくれております弁護士、公認会計士、システム専門家等を更に人数を増やして、参与として任命をして、外部者中心のチームを作って、その中に総務省の所管課などの事務方に事務局として入ってもらう。こういう体制で概ね年内一杯ぐらいを目標に徹底した調査と制度改革の検討を行っていく予定です。

こういった取組の意義について、私なりにどう考えているかということなのですが、正直申しまして、これまで国の予算執行とか補助金という問題に関して、「予算が認められているのだから、その範囲内で残さずお金を使てしまおう」というような意識が予算を執行する側にも、補助金をもらう側にも、そしてそういったところから委託を受けて業務を行う側にも大なり小なりあったことは否めないと思います。ある程度そういうことを容認するような風潮があったことも、これまでの我が国においては否定できないと思うのです。

しかし、ご存じのように、今、この国の財政事情がこれまでになく厳しい状況になり、しかも今後、震災復興の財源との関係などでも、ますます国の予算について、適正で実効性のある予算執行が求められているわけですから、これまでとは全く違った意識で執行に当たってもらわなければいけない。そういう意味で、今回のプロジェクトによって補助金の予算執行、とりわけＩＣＴ関係を中心にして、その予算執行の適正化を目指していきたいと考えています。

そして、こういった取組を、今回、まず、総務省として徹底的にやっていきたいと思いますが、他省庁においても決して事情が大きく違っているとは思えません。今の国の厳しい財政事情の下でドラスティックに予算執行に関する意識改革と運用の改善を図っていこうと思えば、他省庁においても同じような取組をしていただく必要があるのではないかということで、片山総務大臣にも報告しておりますし、大臣も同じ認識を持って頂いておりますので、近く閣僚懇の場等でもこういった問題提起をしていただけるのではないかと思います。また、他省庁においても外部者中心のコンプライアンス室をもっと積極活用して予算執行の適正化を図っていくということについても今回の調査プロジェクトチームの設置を参考にしてもらえばと考えております。